



JAF公認準国内競技
公認番号：2026-5103



2026年JAF九州リー選手権 第1戦
2026年JMRC九州リーチャンピオンシリーズ 第1戦

ひむかりー2026

(スペシャルステージリー)

特別規則書 (草案)

2026年4月18日 (土) ~19日(日)

オーガナイザー	:	ルート.10.延岡
後援	:	高千穂町
協賛	:	神楽酒造株式会社
	:	株式会社和光ケミカル WAKO'S
	:	Town Information タウンインフォメーション
	:	Y-STYLE
	:	株式会社ワーク
協力	:	AERO CRAFT
	:	宮崎ハムセンター
	:	日赤アマチュア無線奉仕団高千穂

公示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、FIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその細則、2026年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、JMRC九州ラリー競技統一規則及び本特別規則に従って開催される。

第1条 組織

- 1 競技会の名称及び種目・格式 : 2026年JAF九州ラリー選手権第1戦・2026年JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ第1戦
ひむかラリー2026 (スペシャルステージラリー) JAF公認 準国内競技 (2026-5103)
- 2 開催日 : 2026年4月18日(土)～4月19日(日)
- 3 オーガナイザー : ルート・10・延岡 (R-10-N) 代表者 米良 薫
- 4 参加申込及び問い合わせ先 : 〒889-0503 延岡市伊形町5171-12
日高 重貴 TEL 080-4278-5391、FAX 0982-37-3971
eMail : jf6gjt@bronze.ocn.ne.jp
- 5 大会役員
- 大会会長 : 米良 薫
組織委員長 : 曾地 良英
組織委員 : 宮崎 和己、杉原 義彦
- 6 競技会審査委員会
- 審査委員長 : 星野 元 (JMRC派遣)
審査委員 : 二渡 猛、佐藤 裕一
- 7 大会競技役員
- 競技長 : 米良 薫 (R-10-N)
副競技長 : 日高 重貴 (R-10-N)
コース委員長 : 上野 国作 (R-10-N)
計時委員長 : 工藤 修一 (R-10-N)
技術委員長 : 高見 順 (R-10-N)
救急委員長 : 土田 孝男 (R-10-N)
事務局長 : 日高 重貴 (R-10-N)

第2条 競技内容及び大会本部 (HQ)

- 1 コースの総距離 : 約140km (宮崎県内一般公道及び林道)
- 2 SSの数 : 4
- 3 SSの総距離 : 25km
- 4 セクションの数 : 2
- 5 デイの数 : 1
- 6 SS区間の路面 : 舗装
- 7 大会本部 (HQ) : 〒882-1621 宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸92-3 (民宿 神楽の館)
- 8 サービスパーク : 〒882-1621 宮崎県西臼杵郡高千穂町岩戸92-14(天岩戸多目的広場)

第3条 タイムスケジュール

4月18日(土)		4月19日(日)	
HQ開設	: 10:00	ラリースタート(1号車)	: 7:00
参加・レッキ受付	: 11:00-12:00	ラリーフィニッシュ(1号車)	: 15:12 (予定)
レッキブリーフィング	: 12:00-12:10	暫定結果発表	: 17:00 (予定)
レッキ	: 12:15-15:00	第2回審査委員会	: 17:10 (予定)
車検	: 15:00-16:00	表彰式	: 17:30 (予定)
第1回審査委員会	: 16:00	HQ閉鎖	: 18:00 (予定)
スタートリスト発表	: 16:20		
出走確認	: 16:20-16:30		
ドライバーズブリーフィング	: 16:30		

第4条 公式通知

- 1 本規則書に記載されていない競技運営に関する細則ならびに指示事項は、公式通知によって指示される。
- 2 スタート後において、緊急事態が生じた場合、タイムコントロール又はコース上において競技役員により口頭、文書などで示される場合がある。

第5条 保険

- 1 競技中事故による死亡、後遺障害について1千万円以上補償とされる保険、もしくはJMRC九州共済+スポーツ安全保険に加入していなければならない。
- 2 JMRC九州共済加入は任意（スポーツ保険加入時は必須）だが、未加入の場合、九州CHシリーズポイントは付与されない。

第6条 参加車両

- 1 2026年日本ラリー選手権規定第13条参加車両の規定に従ったRRN・RJ・RF・RPN・AE車両とする。
- 2 排気系マフラー（EXマニホールドは含まれない）については変更可とするが、該当JAF国内競技車両規則（第2編ラリー車両規定第3章第3条3.13）及びJMRC九州ラリーシリーズ車両規定③に準ずる。
- 3 RH-1クラスの過給機付車両のエアリストリクターの装着は**必須**とし、最大内径33mmとする。
- 4 RPN車両の年次制限は行わない
- 5 装着するホイールは九州クラス区分に定められる最大直径を超えてはならない。

第7条 クラス区分

1 九州ラリー選手権

RH1クラス	:	気筒容積2500ccを超えるRJ車両、RF車両、RPN車両及び気筒容積区分なしのRRN車両
RH2クラス	:	気筒容積1500ccを超え、2500cc以下のRJ車両、RF車両、RPN車両
RH3クラス	:	気筒容積1500cc以下のRJ車両、RF車両
RH4クラス	:	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のRPN車両
RH5クラス	:	気筒容積1500ccを超えるAT限定（駆動方式は問わない）のRJ車両、RF車両、RPN車両、気筒容積1500cc以下のAT限定の後輪駆動・4WDのRJ車両、RF車両、RPN車両、及びRH-6クラスに含まれないAE車両（ATに限らない）
RH6クラス	:	気筒容積1586cc以下、AT限定の前輪駆動のRJ車両、RF車両、RPN車両、及び気筒容積1800cc以下のAT限定のAE車両（HEV・PHEV）

- 2 **オープンクラス** : 排気量、駆動区分無し車両
- 3 気筒容積は過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍のクラスとみなす。
（ロータリーエンジンは1.8倍のクラスとみなす）（第2編 ラリー車両規定 第7条）

第8条 乗員および車両の変更

- 1 車両の変更は同一クラス内でのみ認める。
- 2 参加確認後の乗員の変更は認めない。全ての変更は、オーガナイザーに対して正式文書にて申告するものとし、オーガナイザー及び競技会審査委員会の承認を必要とする。

第9条 参加台数および参加受理

- 1 本競技会の出場台数は、各クラス合わせて60台以内とする。
- 2 国内競技規則4-19による参加拒否の場合、事務手数料2,000円を差し引き参加料は返還される。

第10条 参加申込及び参加料

1 参加料等

- ・選手権RH-1.2.3.4クラス（レッキ参加料含む） : ￥48,000
- ・選手権RH-5.6クラス（レッキ参加料含む） : ￥38,000
- ・オープンクラス（レッキ参加料含む） : ￥38,000
- ・サービス車両登録料（1台につき） : ￥2,000

※JAF九州地域クラブ競技会会則、第16条「学生に対する割引」の規程及びJMRC九州フレッシュマン規定に基づき、参加料の割引が適用されるが重複できない。ただし、参加者がドライバーの時のみ適用される。

2 必要書類

- ・JMRC統一参加申込書、サービス申込書、レッキ申込書、入金明細書
- ・ドライバー及びコドライバーの免許証、ライセンス、車検証、共済カード、スポーツ安全保険カードの写し

3 参加申込受付期間

・**2026年3月30日（月）～4月10日（金）（必着）**

4 上記にて受付した参加申込の参加料は、次の場合を除き返還しない。

- ・オーガナイザーが参加を拒否した時
 - ・本競技会が不可抗力のため取止めになった時
 - ・受付期間中に参加者が取消を申し出た時。
- 但し、この場合は事務費用として1件につき￥1,000を差し引いて返還する。

5 参加料は、原則銀行振込とする。

《振込先》

振込口座 宮崎太陽銀行 延岡中央支店（普通）257460

振込名義 ルート.10.ノベオカ カイチヨウ メラ カオル（ルート.10.延岡 会長 米良 薫）

第11条 公式参加受付

下記の書類を参加受付時に提示すること。

- 1 ドライバー及びコ・ドライバーの免許証及びライセンス、共済カード・スポーツ安全保険カード（加入者）
- 2 参加に関する誓約書は、レッキ受付時または公式参加受付時に提出すること。

第12条 安全装備

- 1 安全ベルトは必ず装着し、JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則1.2」に従ったヘルメット及びレーシングスーツを着用すること。オープンクラスについてもレーシングスーツの着用が望ましいが、準備できない場合は長袖、長ズボン必ず着用すること。ドライバーはグローブを着用すること。
- 2 非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品及び車両規定に定められている仕様の消火器を必ず搭載していること。非常用停止表示板（三角）2枚は容易に（着座した状態で工具を使用することなく）取り外せる場所に設置すること。
- 3 OK.SOSマークを各クルーは必ず所持すること。（サイズ A3判）

第13条 レッキ

- 1 レッキの方法の詳細については、当日レッキ受付にて渡されるレッキ指示書に従うこととする。
- 2 指示された進行方向に従い走行することとし、逆走は禁止する。
- 3 レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。
- 4 タイムトライアルを予定する区間での30kn/h以上での走行は禁止する。

第14条 給油および充電

- 1 オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。
- 2 車両へは燃料給油以外の作業を行ってはならない。
- 3 EV車両の充電については事前にオーガナイザーに連絡ください。

第15条 公式車両検査

- 1 すべての参加車両はオーガナイザーの指定した場所において公式車検を受けなければならない。なお、上位入賞車については、再車両検査を行う。
- 2 技術委員長より修正を命じられ、その修正を時間内に行えない者、もしくは公式車検を受けない者はスタートを拒否する。

第16条 整備作業

- 1 整備作業の範囲
 - ・タイヤの交換
 - ・ランプ類のバルブ交換
 - ・点火プラグの交換
 - ・Vベルトの交換
 - ・各部点検増締め
- 尚、上記以外の整備作業を行う場合、競技会技術委員長の許可を得て、所定の申告書を必ず提出すること。

第17条 タイヤ

- 1 タイヤの種類、本数は問わない
- 2 各セッションスタート後は、タイヤのバースト・パンク・ホイールの破損等やむを得ない理由で、クルー自らが車載の工具類を使用して、車載したスペアタイヤと交換できる。
- 3 各セッションのスタート時に車載したスペアタイヤ、または交換済みのタイヤは、各セッション走行中常時車載しておくこと。
- 4 他車から借用したタイヤを使用することを禁止する（スタート前及びサービスパーク内は除く）。

第18条 ドライバースブリーフィング

- 1 ドライバースブリーフィングはスタート会場にて行う。
- 2 クルー及びエントラントは、ドライバースブリーフィングに参加しなければならない。

第19条 計時、計測及びタイムコントロール

- 1 日本標準時を基準としたオーガナイザーの所持する時計及び計測器により計時する。
- 2 タイムコントロールにおいては、コ・ドライバーが競技役員にタイムカードを提出した時刻を分まで計測する。

第20条 SS（スペシャルステージ）

- 1 自動計測器を使用し、1/10秒まで計測する。
- 2 SSのスタートは原則直前のTC通過順に1分間隔とする。
- 3 SSのスタートの方法及び合図は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定28条6に従ったカウントダウンによるスタート方法とする。（カウントダウンシステムは付則に記載する。）
- 4 競技車両はエンジンのかかった状態で、スタートライン上に停止し、スタートの合図に従ってスタートする。合図が出されて20秒以内にスタートできない場合は失格とし、安全な場所へ速やかに移動される。

第21条 競技結果

- 1 競技結果はSSで記録された所要時間とロードセクションその他で課せられたペナルティタイムを合計して決定される。

第22条 罰則

- 1 ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第31条に従う。
- 2 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 3 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第23条 抗議

- 1 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断した時は、これに対して抗議することができる。
- 2 抗議は抗議の対象となる理由を具体的に記入した文書にて1件につき¥21,200の抗議料を添えて、競技長に提出しなければならない。
- 3 抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 4 抗議の申し出は、競技に関するものは申し出者のゴール後30分以内、成績に関するものは暫定結果発表後30分以内までとする。
- 5 競技委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意思表示を行い30分以内に正式書面を提出しなければならない。
- 6 競技会審査委員会の裁定は、審査委員長より口頭で当事者に宣告される。

第24条 棄権（リタイア）

- 1 参加者が途中でリタイアする場合、最寄の競技役員にリタイア届けをもって申告する。
- 2 リタイアした場合、直ちにゼッケン番号、ラリー競技会之証、及びその他の車体貼付物を取り除くこと。

第25条 競技打ち切り又は中断

- 1 競技の進行が全ての参加者両に対して不可能または著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響などで競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の決定により打ち切り及び特定区間の中断がなされる。
- 2 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとする。

第26条 損害の補償

- 1 参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。
又、JAF、オーガナザー及び大会役員並びに道路管理者が一切の損害賠償の責任を免除されることを承知しなければならない。即ち大会役員はその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任をJAF、オーガナザー、大会役員、道路管理者は免除される。

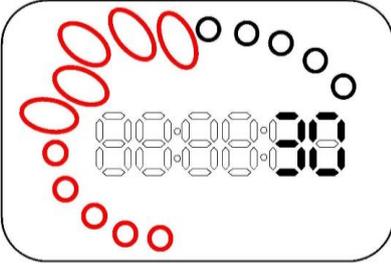
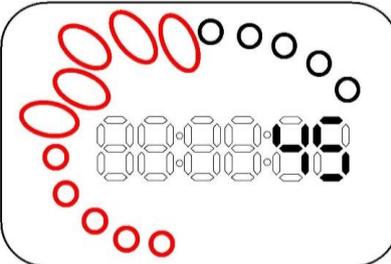
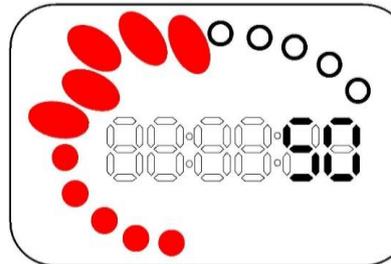
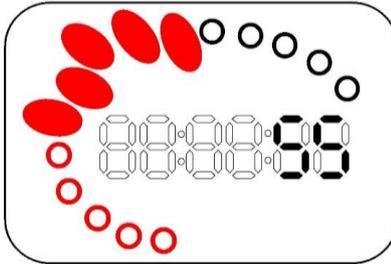
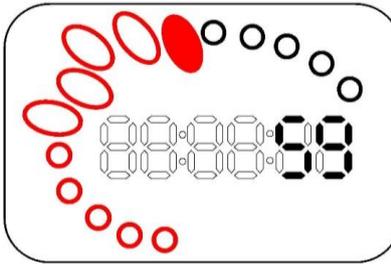
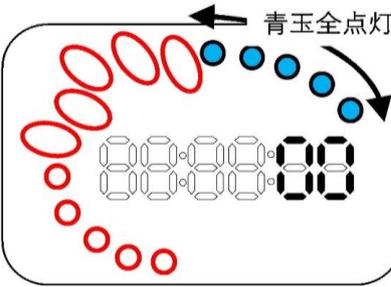
第27条 賞典

- 1 選手権クラス : 1位～3位 JAFメダル、副賞 4位～6位 副賞
オープンクラス : 1位～3位 副賞
- 2 競技運営上やむを得ぬ事情が生じた場合は、賞典の制限を行うことがある。

第28条 本規則書の解釈

- 1 本規則書及び競技に関する諸規則（公式通知）の解釈についての疑義は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

スタートシグナルの表示について

		
30秒前	15秒前	10秒前
		
5秒前	1秒前	スタート

このシステムが故障した場合は、クルーに十分聞こえる声で30秒前→15秒前→10秒前→5→4→3→2→1の順にカウントダウンする。